

しろくまだより



- 温暖化で絶滅の危機『しろくま』を救え in やつしろし -

編集/発行 2023.9.21 八代市環境課 TEL33-4114

《今回の記事》

- ・廃棄物（ごみ）の焼却は法律違反です
- ・10月は「3R推進月間」です
- ・八代市省エネ家電買換え促進補助金

これまでの「しろくまだより」は市ホームページでご覧いただけます



しろくまだより



サイト内検索に入力↑

QRコードを読み取り↑

廃棄物（ごみ）の焼却は法律違反です

廃棄物（家庭ごみ、剪定くず等）を自宅の庭や畑などで焼却する行為（いわゆる野焼き）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により一部例外を除き原則禁止されています。

違反すると5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、またはその両方が科される場合があります。（法第25条第1項第15号）

ごみの焼却でよく使われるもの … ドラム缶や基準を満たさない焼却炉などでの焼却は禁止

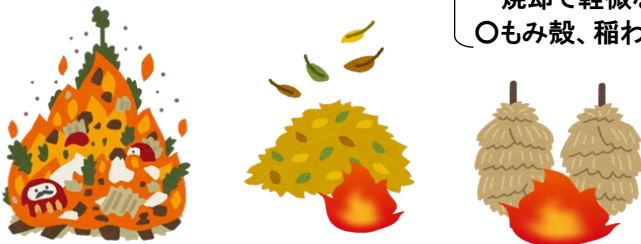


その他にも、コンクリートブロックで囲んだものや地面に穴を掘ったものなどでの焼却も禁止されています。

※助燃装置や燃焼ガスの温度を測定できる装置を備え、800℃以上を保つことができるなど一定の基準を満たしたものは上記に含まれません。（規則第1条の7）

例外的に認められている焼却とは

- どんどや、お焚き上げなど風俗習慣上・宗教上の行事に必要な焼却
- 風呂焚き、キャンプファイヤー、暖をとるなど日常生活の中で通常行われる焼却で軽微なもの
- もみ殻、稲わら、い草殻など農業・林業・漁業を営むためにやむを得ない焼却



肥料袋やプラスチック製の物、廃材などは焼却できません。

注意

例外的に認められている焼却であっても、大量の煙や悪臭が発生し、周辺住民からの通報があれば、「周辺地域の生活環境に**著しい影響**を与えている焼却」と判断され指導を行うことがあります。

野焼きの被害でお困りの際は、市役所循環社会推進課（Tel34-1997）、夜間など市役所が開いていない時間は警察署へ連絡ください。

その際は、現場の詳細や燃やされている物・状態などわかる範囲で詳しい情報をお伝えください。

10月は「3R推進月間」です

3R（スリーアール）とは、ごみを減らすことを意味する次の3つの取組のことです。

- ①リデュース（Reduce：ごみの発生抑制）・・・物を大切に使い、ごみを減らすこと
・マイバッグを使う、詰め替えや簡易包装の商品を選ぶ、食品を無駄にしない など
- ②リユース（Reuse：再使用）・・・使える物はくり返し使うこと
・フリーマーケットやリサイクルショップを利用する、修理して使う など
- ③リサイクル（Recycle：再生利用）・・・資源化して再び利用すること
・資源の日を活用し、きちんと分別する など



3Rには優先順位があります。

まず、ごみになるものをできるだけ減らすように心がけること（①リデュース）、次に、使えるものはできるだけ繰り返し使うこと（②リユース）、最後に不要になったものは資源としてリサイクルすること（③リサイクル）が重要です。



ごみの減量化に対する一層のご理解・ご協力をお願いします。

【お問合せ先】 循環社会推進課 TEL:34-1997

八代市省エネ家電買換え促進補助金

【購入対象製品】 エアコン：2027年度 省エネ基準達成率100%以上
冷蔵庫：2021年度 省エネ基準達成率100%以上

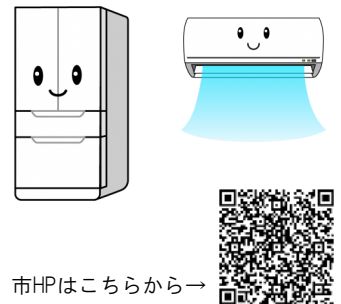
- 【主な補助条件】 ①購入費用（付帯工事含む）が5万円以上
②市内店舗で購入したもの（ネット通販等は不可）
③古い機器から新品への買換え

【補助金額】 定額2万円

【購入対象期間】 令和5年8月1日～令和5年10月31日

【申請受付期間】 令和5年8月1日～令和5年11月30日 ※必着

※その他詳細は市のホームページまたは広報やつしろ9月号の折込みチラシをご覧ください。



【お問合せ先】 環境課 TEL:33-4114

越境した竹木の枝の切取りルールが変更されました

2023年4月1日の民法改正により、隣地の木の枝などが自分の敷地に越境している場合、木の所有者に枝を切り取らせる必要があるという原則を維持しつつ、枝を自ら切り取ることができるようになりました。

ただし、越境した木の枝の切取りには慎重な対応が必要となる場合があります。

詳細は、市のホームページをご覧ください。市役所環境課までお尋ねください。

市HPはこちらから→



“広げよう！エコ8（エイト）行動”

<環境行動2> 買物時はマイバッグを持参します。

- 買い物をするときはマイバッグを持参しましょう。
- 不要なレジ袋は断りましょう。